

千葉市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成25年6月3日

千葉市監査委員	宮 下 公 夫
同	宮 原 清 貴
同	茂手木 直 忠
同	布 施 貴 良

25千総業第217号

平成25年5月29日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 茂手木 直忠 様
同 布施 貴良 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成11年度、平成21年度及び平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成11年度包括外部監査

監査のテーマ：財産管理

IV 監査の結果

第1. 土地の管理について

2. 土地の管理の監査結果

監査の結果（指摘事項）	講じた措置																								
<p>ウ 隣接者等に処分または他に転用すべき土地 （ア）事業残地（報告書P13）</p> <p>事業残地については、全庁的かつ継続的に隣接者と交渉する手続きや例外的処分手続き等の隣接者処分推進の諸方策、または緑地帯(ポケットパーク)のような有効利用の諸方策を研究し、長期間にわたり放置せず処分または有効な利用を検討されたい。</p> <p>(94筆)</p> <table border="1" data-bbox="156 824 715 1196"> <thead> <tr> <th>所管部</th> <th>筆数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路部</td> <td>64</td> <td>2,015</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>15</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> <td>10</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>環境管理部</td> <td>2</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>2</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>94</td> <td>3,245</td> </tr> </tbody> </table>	所管部	筆数	面積 (㎡)	道路部	64	2,015	建設部	15	618	都市部	10	395	環境管理部	2	98	財政部	2	101	土木部	1	15	合計	94	3,245	<p>磯辺茂呂町線事業に係る残地1筆 (19.59 ㎡) については、平成25年2月に道路敷地として路政課に所管換えした。</p> <p>なお、西千葉稲荷町線事業に係る残地2筆 (85 ㎡) については、再調査の結果、隣接者処分済みとなっている。</p> <p>これにより措置済は55筆となった。</p>
所管部	筆数	面積 (㎡)																							
道路部	64	2,015																							
建設部	15	618																							
都市部	10	395																							
環境管理部	2	98																							
財政部	2	101																							
土木部	1	15																							
合計	94	3,245																							

平成21年度包括外部監査

監査のテーマ：滞納債権に関する財務事務の執行について

第1章 総論

第3 自治体の管理する債権

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 情報システムの評価実施について（報告書 P15）</p> <p>「千葉市電子情報処理規程」（平成14年12月12日）第19条第1項においては、「企画調整局長は、情報システムについて、開発計画の企画及び運用の各段階で情報システムの評価を行わなければならない」旨が示されているが、住民情報系システムに限らず、住宅家賃管理システム、農業集落排水使用料等賦課・徴収システムに関する情報システムの評価が、実施されていない。</p> <p>情報システムの評価の前提として、同条第2項で「情報システムの評価の実施方法について情報化統括管理者が別に定める」旨に従い、当該評価の実施方法が定められておらず、実施方法が存在しなければ、上記評価を実施することは困難である。</p> <p>情報システムにおいては、その企画、開発計画だけでなく、稼働後における費用対効果等の評価を実施することが、現行の維持管理体制の見直し及び今後の開発計画策定の上で重要である。</p> <p>情報システムの評価の実施方法を早期に定め、これに基づく評価を実施する必要がある。</p>	<p>情報システムの評価実施については、千葉市電子情報処理規程第19条第1項に基づくシステムの評価を実施するため、平成25年3月に評価の対象とするシステムの選定基準・評価項目・評価基準等を定めた「情報システム評価実施手順書」を策定し、それに基づき評価を実施した。</p>

第2章 各論
第4 保育料

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（1）延滞金の取扱いについて（報告書P101）</p> <p>現在、保育料を滞納した場合に延滞金を徴収していない。「千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例」第2条第1項において、「納付期限後にその税外収入金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない」と規定されているように、強制徴収公債権、私債権別に、条例等に従った整理を行い、原則として延滞金を徴収する必要がある。</p> <p>同条例第3条は延滞金の減免について規定しているが、これはやむを得ない事情がある場合に限定されている。現在、延滞金を徴収していないケースの多くは同条を適用したものではない。</p> <p>期限までに納付してもしなくても納付金額が変わらないのであれば、期日までに納付している者としていない者の間で不公平が生じる。また、ペナルティが無いということは、特段の理由も無い保育料滞納を助長することにもなりかねない。</p> <p>なお、「保育システム」が延滞金の計算に対応できていないため、煩雑な業務を手作業で対応せざるを得ない状況にある。システム対応できるように改善措置を取り、早期にこの問題を解消することが望まれる。</p>	<p>延滞金の取り扱いについては、平成25年3月から「保育料滞納管理システム」を導入し、延滞金の算出ができるように改善した。</p>

<p>(3) 延長保育料（私債権）に関する滞納債権への対応について（報告書P102）</p> <p>延長保育料は滞納処分を行うことができないため、催告等によって滞納の解決が図られない場合は、訴訟手続または非訟事件の手続によって債権を確保しなければならない。</p> <p>平成20年度末現在においては、保育課では催告等の手段によって滞納の解消に至らなかった延長保育料については上記取扱いに従うことが必要であるとの認識は持っていたものの、実際の対応については整理されていなかった。この結果、平成20年度末までに法的措置に至った実績はない。</p> <p>催告等の手段によっても徴収できなかった滞納延長保育料を確保するためのより強力な手段を実行可能とするため、対応方針及び取扱いを明確に定めておくことが必要である。</p>	<p>延長保育料（私債権）に関する滞納債権への対応については、平成24年4月1日に施行された「千葉市債権管理条例」や「千葉市債権管理事務マニュアル」により全庁的な方針が定められたため、これらに従って手続を行うこととした。</p>
<p>(4) 時効管理の徹底について（報告書P103）</p> <p>平成20年度において、時効の判断は年度一括で行っていた。また平成21年度においては「保育システム」上で督促状の発行日から5年経過すると徴収の処理ができないようにすることで、時効管理を行っている。「保育システム」が、個別の債権毎に時効の中断処理等を行うことができないことがこのような管理を行う理由の1つとされている。</p> <p>しかし、督促だけではなく、例えば納付の約束をした場合（債務の承認にあたる）や差押えによっても時効は中断するため、上記の取扱いでは時効管理を正確に行うことができない。</p> <p>保育料の徴収権は消滅時効を迎えると絶対的に消滅し、当該保育料を請求することは違法行為となるため、時効管理は正確に行う必要がある。</p>	<p>時効管理の徹底については、平成25年3月から「保育料滞納管理システム」を導入し、納付の約束や差押えなどによって時効が中断された場合であっても、正確に時効管理を行えるよう改善した。</p>

平成24年度包括外部監査

監査のテーマ：市有財産の有効活用について

第3 監査の結果及び監査結果報告に添えて提出する意見

1. 資産の全庁的管理体制の構築及び運用状況について

Ⅲ 監査の結果

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(13) 都市整備公社からの移管財産(施設)の資産データベースへの反映（報告書P53）</p> <p>資産経営を総合評価する意義は、住民ニーズを鑑みたサービスの提供及び将来の住民負担を抑制することにある。建設年度から一定の時期まで無償貸与されている都市整備公社からの譲受予定資産について、資産データベース上、反映すべき金額的に重要なものがないか確認すべきといえる。将来の住民負担の観点からも、いずれは市の財産となるものの管理についても、将来シミュレーション上、必要な情報については、同様に資産経営に活用すべきと考える。</p>	<p>都市整備公社からの移管財産(施設)の資産データベースへの反映については、平成25年3月、償還期限の到来していない都市整備公社からの譲受予定資産についても、保有資産と同様に、資産データベースに用途、構造、面積、取得価格（整備費）、建築年月日等の情報を登録し、資産経営に活用することとした。</p>